

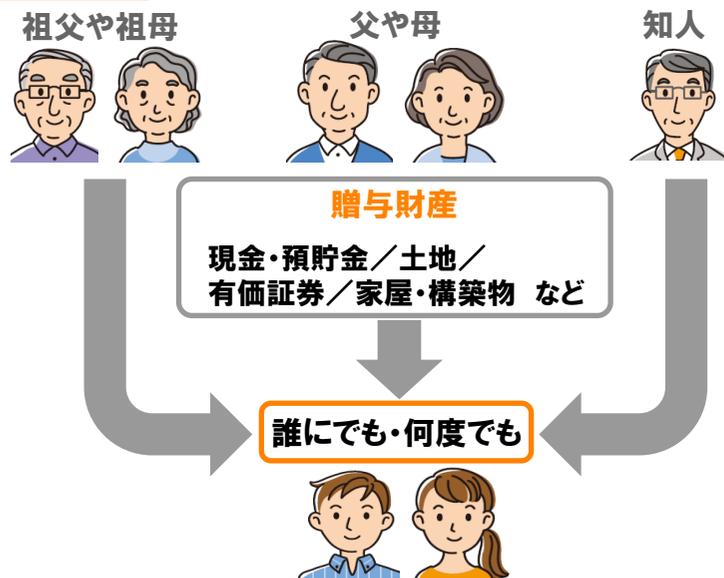
NN 保険料贈与プランのご案内

【募集代理店】

生前贈与とは……

生きているうちに自己の財産を無償で譲り渡すことを、生前贈与といいます。

誰からでも



ポイント: 当事者双方の意思表示により合意すればよいので、口約束でも、書面でも贈与契約は成立します。

贈与税とは……

個人が個人から財産をもらったときにかかる税金が贈与税です。「暦年課税」の場合、贈与税の簡易な計算方法は以下のとおりです。

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税価格} \\ \text{(贈与財産の価額)} \end{array} - 110 \text{万円} \right] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

※税務処理については資料作成日現在施行中の税制を参照しています。よって、将来的に 税制の変更などにより、実際の取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
具体的な税務処理を行う場合は 税理士などの専門家、または所轄税務署にご相談ください。

生前贈与を活用すると……税負担が軽減される場合があります！

生前贈与を10年間、毎年実行した場合と、そうでない場合で、その後に夫に相続が発生した場合の税負担を比較しましょう。

前提条件:

(家族構成) 夫・妻・子2人

(相続財産) 夫の遺産総額*1: 3億5千万円



| | | |
|--------------------|---------------|-------------|
| ケースA 生前贈与をしない場合 | 相続財産 35,000万円 | 相続税 3,735万円 |
| | | 合計 3,735万円 |

| | | |
|------------------------------|---------------|-------------|
| ケースB 子2人へ1年間に各110万円贈与する場合 | 贈与財産 2,200万円 | 贈与税 0万円 |
| | 相続財産 32,800万円 | 相続税 3,350万円 |
| | | 合計 3,350万円 |

差額(A-B)
385万円

| | | |
|------------------------------|---------------|-------------|
| ケースC 子2人へ1年間に各310万円贈与する場合 | 贈与財産 6,200万円 | 贈与税 400万円 |
| | 相続財産 28,800万円 | 相続税 2,650万円 |
| | | 合計 3,050万円 |

差額(A-C)
685万円

相続税の速算表

| 法定相続分に 応じた金額 | 税率 | 控除額 |
|-----------------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | - |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

子・孫などへの贈与税*2(暦年課税)の速算表

| 基礎控除(110万円) 後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|-----------------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | - |
| 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

*1 非課税財産、債務・葬式費用負担はないものとし、上記の生前贈与と実行前の金額となります。

*2 受贈者が20歳以上の直系卑属でない場合は、上記とは異なる贈与税率が適用されます。

※基礎控除後の相続財産を、法定相続人が法定相続分通りに相続したものと仮定して計算しています。配偶者の税額軽減は考慮していますが、相続開始前3年以内の、相続財産への贈与財産の加算は考慮していません。

「生前贈与」×「生命保険」 保険料贈与プランのご案内です。

● 保険料贈与のメリットとそのポイント

毎年、現金を子(推定相続人)に対して贈与を行い、
 子はその現金を元に生命保険に加入します。
 これにより、財産の軽減と保障の確保が可能になります。



ポイント①: 「暦年贈与」を利用し、贈与額が基礎控除額(110万円)を超える場合は、その納税額も考慮します。

ポイント②: 累進税率が一番低くなる(10%)、310万円(基礎控除額110万円+200万円)までの範囲で、贈与額を設定します。

ポイント③: 贈与を受けた人による財産の管理など、「贈与」を受けたことを証明できるようにしておくことが重要です。

- ✓ 贈与契約書を毎年作成する。
- ✓ 通帳や届け印の管理は、贈与を受ける人が行う。
- ✓ 所得税・住民税の生命保険料控除の利用は、贈与を受ける人が行う。
- ✓ 基礎控除を超える場合は、贈与税の申告・納税を行い、申告書の控えを保管する。

● プラン① 相続税の納税資金準備

| 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 |
|-----|----------|----------|
| 子 | 父親 (60歳) | 子 |

無解約返戻金型定期保険

| | |
|--------------|------------|
| 保険期間/保険料払込期間 | 90歳迄 |
| 保険金額 | 10,000万円 |
| 保険料払込方法 | 年払 |
| 年払保険料 | 2,338,800円 |



60歳ご契約 → 90歳迄

※ この保険には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

<ご契約の推移> (単位:円)

| 経過年数 | 保険料累計額 | 解約返戻金額 | 単純返戻率 |
|------|------------|--------|-------|
| 1年 | 2,338,800 | 0 | 0.00% |
| 3年 | 7,016,400 | 0 | 0.00% |
| 5年 | 11,694,000 | 0 | 0.00% |
| 10年 | 23,388,000 | 0 | 0.00% |
| 12年 | 28,065,600 | 0 | 0.00% |
| 15年 | 35,082,000 | 0 | 0.00% |
| 20年 | 46,776,000 | 0 | 0.00% |
| 30年 | 70,164,000 | 0 | 0.00% |

(計算基準日:資料作成日)

● プラン② 保障の確保と将来の資産形成を見据えて

| 契約者 | 被保険者 | 死亡保険金受取人 | 満期保険金受取人 |
|-----|------------|----------|----------|
| 子 | 子 (男性・35歳) | 孫 | 子 |

養老保険

| | |
|--------------|------------|
| 保険期間/保険料払込期間 | 15年間 |
| 保険金額 | 4,500万円 |
| 保険料払込方法 | 年払 |
| 年払保険料 | 3,207,240円 |



35歳ご契約 → 50歳満期

<ご契約の推移> (単位:円)

| 経過年数 | 保険料累計額 | 解約返戻金額 | 単純返戻率 |
|------|------------|------------|--------|
| 1年 | 3,207,240 | 1,678,500 | 52.33% |
| 3年 | 9,621,720 | 7,902,000 | 82.12% |
| 5年 | 16,036,200 | 14,184,000 | 88.44% |
| 7年 | 22,450,680 | 20,529,000 | 91.44% |
| 10年 | 32,072,400 | 29,560,500 | 92.16% |
| 12年 | 38,486,880 | 35,676,000 | 92.69% |
| 15年 | 48,108,600 | 45,000,000 | 93.53% |

(計算基準日:資料作成日)

※ 保険料をお支払い続けることが困難なときは、所定の条件のもと、払済保険に変更することも可能です。養老保険の場合は、払込をストップしても一定の保障と資産性が確保できます。

※保険料贈与には留意点がありますので、実行の際は所轄税務署または税理士などの専門家にご確認ください。※当資料記載のご契約の推移は各契約応当日前日時点の数値です。また、しくみ図はイメージ図です。

このご案内は、ご提案する商品の概要を説明しております。商品・規程などは作成時のものです。ご検討・お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。